

小平市保健事業連絡協議会委員からの意見に対する対応・回答

部	章	節	頁	意見内容	対応・回答
1	2	1	6	『2 市民生活及び市民経済に及ぼす影響の最小化』の（4）に記載のある『業務継続計画の作成や実施』とは、小平市としての業務継続計画を指すものでどうか。それとも、市内の関係機関・事業者等による計画も含まれる趣旨でどうか。	第1部第2章第2節の「5 医療機関」（12頁）及び第3章「2 各段階の概要」（14頁）にも記載のあります。市だけでなく、市内の関係機関・事業者等による計画も含まれます。
1	2	2	8	『2 市民等の理解や協力を得るための情報提供・共有』の記載につきまして、具体的にどなたが、どのような頻度・タイミングで市民や児童生徒に情報提供・共有を行う想定でどうか。特に学校教育現場における感染症対策の基本的知識の啓発については、飛沫感染・接触感染・空気感染など感染経路ごとに対応が異なるため、医療職でない教職員のみでは正確な理解を深めるには限界や誤解が生じる懸念もございます。消毒・換気等の環境衛生に関しては、学校薬剤師が専門性を有しており、小平市薬剤師会は既に『お薬教育』『薬物乱用防止教育』において市内全小中学校で教育に貢献してきた実績がございます。このような観点から、学校薬剤師の関与についてどのようにお考えでどうか。	本計画は、新型インフルエンザへの対策に関する基本的な方針や市が行う対策の選択肢を示すものであり、各対策における個別具体的な事項まで定めるものではありません。本計画を踏まえ、今後、対策各部において具体的な検討が進められるものとなります。
1	2	2	9	『6 感染症危機下の災害対応』に記載のある『防災備蓄の強化』とは、具体的にどのような品目を、どの程度備蓄することを想定されているのでしょうか。また、その品目の選定にあたっては、専門的知見を有する者が関与されるのでしょうか。実際の災害時には、現場のニーズと備蓄内容が合致せず、支援物資の廃棄に困ったという事例報告もあることから、ぜひご教示いただきたく存じます。また、他の先進的取り組みをされている自治体では産官学連携し、災害備蓄品を廃棄前に必要な人へ届ける廃棄しない循環型社会を目指す取り組みも行っておられます。小平市としてはそのような取り組みは行っておられるのでしょうか？	感染症対策備蓄品につきましては、新型コロナウイルス感染症感染拡大時に、国から示された資料等を参考に品目を選定しており、東京都が作成した被害想定における避難者想定人数等を踏まえ配備しております。 具体的には、マスク、消毒液、フェイスシールド、防護服、非接触型体温計、使い捨て手袋などを備蓄しており、避難所となる小・中学校及び元気村元気村おがわ東を含む30か所に配備しております。また、備蓄品の廃棄につきましては、賞味期限や使用期限が近くなつた食料品や衛生用品を、自主防災組織の訓練や市のイベント等で提供しているほか、社会福祉協議会を通じて生活困窮者への支援物資として提供するなど、可能な限りの有効活用に努めています。
1	3	一	14	『2 各段階の概要（1）準備期』に記載のある『市民に対する周知』については、本計画内の複数箇所でも触れられておりますが、行政無線・SNS・広報誌など各自治体で様な工夫がなされている一方で、情報弱者に十分な情報が届かない懸念もございます。小平市においては、周知啓発に活用する広報媒体の種類や、それぞれの認知度・活用度をどのように把握されているのでしょうか。 また、発生前段階での市の業務継続計画（BCP）は、いつまでに策定されるご予定でしょうか。市町村BCPと事業者BCPは相互に補完し合うべき関係と考えますが、民間事業者との整合性をどのようなプロセスで確保していかれるのか、ご教示いただけますでしょうか。	当市では市報を全世帯に対し配付しており、いわゆる情報弱者の方への情報提供・周知啓発の方法の一つとして捉えています。 市の業務継続計画（BCP）については、令和8年度に新型インフルエンザ等編の改定を予定しております。
1	4	一	17	『② 情報提供・共有、リスクコミュニケーション』について、新型コロナ禍においては薬局においても、誤った情報に基づく医薬品の買い占めや多数の問い合わせ・相談対応に苦慮した経験がございます。計画にある『リスク情報の共有』とは、具体的にどのような方法で実施される想定でしょうか。また、そのために協議体等を組織される予定はあるのでしょうか。	新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえますと、市が行う情報発信については、国や都が科学的な知見や根拠に基づき発信した内容を、市も協力して市民等に周知することが中心になるものと想定しております。 現時点で、協議体の設立については検討しておりませんが、適宜、三師会等の関係機関との情報共有・意見交換を行いながら適切な情報発信に努めてまいります。
1	4	一	19	『第1節 準備期<目的>』に記載のとおり、有事においては指揮命令系統が最も重要になると想えます。そのため、関係する組織・団体等を明確にしておく必要があると思われますが、組織全体の指揮命令系統を示した概要図などは作成されていないのでしょうか。	当該項目における有事の際の指揮命令系統については、市内部の組織体制を指しております。具体的には第3部に記載しております。 有事の際でも、関係機関が市の命令系統に加わるものではないため、関係機関等の概要図などは作成しておりません。

部	章	節	頁	意見内容	対応・回答
1	4	一	19	『1-1 市行動計画の作成・見直し』において、本行動計画を変更する際には『感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聞く』と記載されていますが、この『専門的知識を有する者・学識経験者』とは具体的にどのような立場の方々を指すのでしょうか。明確にお示しいただけますでしょうか。	国の見解を踏まえると基本的には医師資格を有する方の意見を聞くことで足りるとされており、地区医師会等と個別に調整されている自治体もあると伺っております。
2	1	3	27	『3-2-2 市対策本部の設置・開催等』における情報提供について、ホームページやSNSを活用した発信は有効である一方で、それらにアクセスできない情報弱者や、視覚・聴覚に障害をお持ちの方、日本語が堪能ではない外国人の方々への対応はどうに検討されているのでしょうか。	当市では市報を全世帯に対し配付しており、いわゆる情報弱者の方への情報提供・周知啓発の方法の一つとして捉えております。 (視覚障がいの方等向けに市報の音声ファイルの配信も行っています) 日本語が堪能ではない方や障がい者への対応の方向性については、第2部第2章に記載のとおりですが、本計画では、具体的な方策までは定めておりません。計画策定以降に、都等と連携し、検討してまいります。
2	2	1	30	『1-1 新型インフルエンザ等の発生前における市民等への情報提供・共有 ②』において、東京都からの換気・咳エチケット・手洗い等の基本的な感染対策の周知があった場合、市教育委員会が市立小・中学校に伝達するとありますが、各学校における具体的な活用方法や、校内で誰がどのように周知するのかが不明瞭に感じます。また、教職員・児童・生徒の行動変容につながらなければ、単なる情報伝達にとどまる懸念もあります。より具体的な行動変容につながる対応について、どのように検討されているのでしょうか。	本計画は、新型インフルエンザ等への対策に関する基本的な方針や市が行う対策の選択肢を示すものであり、各対策における個別具体的な事項まで定めるものではございません。対策教育部において、本計画や基本的対処方針に基づく教育活動に関するガイドライン等を踏まえ、適切に対応してまいります。
2	2	1	32	『1-1-3 偽・誤情報に関する啓発』に関しましては、新型コロナウイルス感染症流行時において、SNS上の誤情報の流布により特定医薬品の買い占めが生じ、薬局における対応が逼迫するなどの事例が多数報告されております。各種媒体による正確な情報の発信は重要である一方、情報が氾濫する中で市民が適切に取捨選択できず、混乱を招いた側面もございました。こうした状況を踏まえ、市内関係機関における対面での適正情報の提供・双方向性のコミュニケーションによる誤解の解消についても、有効な手段の一つとして位置付け、検討いただく必要があるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。	偽・誤情報に関する啓発につきましては、国や都から示される情報等を踏まえながら、市ホームページやSNS等の様々な媒体による周知・啓発に努めてまいります。 市内関係機関等とのコミュニケーションにつきましても、その時々の状況等を踏まえながら、より有効な方法にて実施していくことを考えております。
2	2	1	33	『1-1-5 双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進』において、市民等の反応や必要とする情報を把握し、情報提供にいかす方法を整理するとされていますが、その具体的な手法については明示されておりません。アンケート調査の実施を想定されているのか、その他の方法を検討されているのか、またその実施の頻度や時期について、どのようにお考えでしょうか。	本計画では、具体的な方法やその頻度・時期までは定めておりません。 アンケートの実施については、選択肢の一つとして捉えておりますが、その他の方法も含めまして、計画策定以降に、都や近隣自治体等と連携し、検討してまいります。
2	2	2	34	『2-1-1 市における情報提供・共有 ⑤』『2-3 偏見・差別等や偽・誤情報への対応』に関しましては、コロナ禍において感染者やそのご家族、さらには医療従事者に対して、理不尽な対応やカスタマーハラスメントと受け取れる言動が見受けられたことは記憶に新しいところでございます。東京都においてはカスタマーハラスメント防止条例も制定されており、市民がモラルある行動を心がけるよう周知徹底を図ることが重要と考えます。その具体的な啓発方法として、例えば医療機関等に掲示するポスターの作成・配布等を想定されているのか、市としてどのような具体策をお考えでしょうか。	本計画では、啓発や周知徹底に関する具体的な方法やその頻度・時期までは定めておりません。 ポスター掲示等については、選択肢の一つとして捉えておりますが、その他の方法も含めまして、計画策定以降に、都や近隣自治体等と連携し、検討してまいります。

部	章	節	頁	意見内容	対応・回答
2	3	1	38	『第1節 準備期 1-1 新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等①』に関連し、コロナ禍においては、学校・高齢者施設・飲食店等、人が密集する場における感染拡大が顕著でございました。とりわけ学校教育現場、特に義務教育課程において正しい知識を習得することは、長期的な視点に立った最大の防御策であり、児童・生徒のみならず、その保護者や祖父母世代への波及効果も期待できるものと考えます。教育現場においては、専門的知識を有する者が適切に情報提供を行い、児童・生徒・教職員の理解を深める必要があると考えますが、市としてはいかがお考えでしょうか。あわせて、具体的方策として、誰が、いつ、どの程度の頻度で、どの対象に対して平時から理解促進を図るのか、その具体的な内容をお示しいただきたいと存じます。	教育現場において、基本的な感染症対策等の正しい知識を習得することは市としても必要であると認識しております。学校教育現場における対応につきましては、今後、対策教育部において、本計画や国が示す感染症予防に関するガイドライン等を踏まえ、適切に対応してまいります。
一	一	一	全体	本計画素案を拝見し、全体として「関係機関」といった表現が多く見受けられました。しかしながら、災害対応ガバナンスの観点からは、事前計画において関連団体や関連組織を可能な限り具体的に明示しておくことが、実効性を確保する上で不可欠であると考えます。 災害や感染症危機発生時には、初動対応の遅れや役割の重複・抜け漏れが重大な影響を及ぼす可能性があります。そのため、計画段階で責任の所在を明確にし、主要な関係機関の役割分担を事前に整理しておくことが必要です。さらに、訓練やシミュレーションにおいても、具体的に明記された関係機関を基に準備を進めることで、より現実的で効果的な対応が可能になるものと考えます。 もちろん、すべての関係団体を網羅的に記載することは困難である場合も想定されます。その際には、基幹的な機関（例：消防、警察、医師会、薬剤師会、教育委員会等）については明記し、それ以外については「必要に応じて協力を依頼する団体」といった補足的表現を用いることも有効かと存じます。 以上の観点から、本計画においては、抽象的な表現にとどまらず、少なくとも主要な関係機関を明示した形で整理されることを望みます。	本計画は、特措法に基づき国や東京都の計画を踏まえ、新型インフルエンザ等への対策に関する基本的な方針や市が行う対策の選択肢を示すものでございます。そのため、各対策における個別具体的な事項につきましては、今後、対策各部において対応することを想定しており、いただいたご意見等も参考にさせていただきながら、実行性の確保に努めてまいります。

部	章	節	頁	意見内容	対応・回答
			全体	<p>小平市薬剤師会からの意見</p> <p>素案中では「薬剤師等」との記載がワクチン接種における「薬液充填及び接種補助を担当する看護師又は薬剤師等」の一度見られるのみですが、実際の新型コロナウイルス感染症対応においては、薬剤師は市民の感染防止、療養支援、医薬品供給などあらゆる局面で重要な役割を果たしました。行動計画においても、前回の新型コロナ災禍からの学びと実情を踏まえ、薬剤師の役割をより明確に位置づけることが必要と考えます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ワクチン接種支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ワクチンの調製支援を行い、接種体制の円滑化に貢献しました。 ・大規模接種会場や職域接種において、薬剤管理・分注・相談対応を担いました。 ・高齢者施設へのアウトリー型接種支援を実施し、移動が困難な入所者の接種機会確保に寄与しました。 2. 医薬品供給・配布体制の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・特例承認医薬品や新型コロナ治療薬（経口薬等）の供給拠点薬局として、地域に必要な薬剤の供給を確保しました。 ・感染陽性の在宅療養者宅へ薬剤を配送し、服薬指導を行うことで療養継続を支えました。 3. 検査体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・抗原検査キットの販売を通じて、市民のセルフケアと感染拡大防止を支援しました。 ・無料検査所において、薬剤師が抗原検査を実施し、地域の安心につなげました。 4. 市民・学校・地域施設への感染対策支援 <ul style="list-style-type: none"> ・市内小中学校や公共施設に対し、換気・感染予防・消毒に関する情報提供や環境衛生指導を行いました。 5. 自宅療養者・ハイリスク者への支援 <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者や基礎疾患を有する市民が安心して療養できるよう、在宅医療・多職種連携を強化しました。 ・オンライン診療に伴う医薬品供給体制を整備し、必要な薬を迅速に届けました。 	<p>本計画は、特措法に基づき国や東京都の計画を踏まえ、新型インフルエンザ等への対策に関する基本的な方針や市が行う対策の選択肢を示すものでございます。そのため、基本的には東京都新型インフルエンザ等対策行動計画に記載されている内容の範囲内において作成するものであり、市域を超える広域的な対応が求められる点からも、当市の計画のみ独自の内容を追記することは難しいものと捉えています。</p>
一	一	一	全体	<p>小平市薬剤師会からの意見（続き）</p> <p>以上の取り組みから、薬剤師は「感染症危機における地域の医薬品供給・療養支援の要」として機能しており、ワクチン接種支援に限定されるものではありません。</p> <p>したがって、行動計画において薬剤師の役割を、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医薬品供給体制の維持 ・在宅療養者・高齢者施設への支援 ・市民への検査・感染防止支援 ・学校や施設への衛生環境指導 <p>といった多面的な機能を担う専門職として明記いただくよう強く要望いたします。</p>	